

JIS Q 15001:2023 附属書 A と 個人情報保護法 と 個人情報保護法ガイドライン（通則編）の関連表

- 旧規格（JIS Q 15001:2017）では、マネジメントシステム（MS）規定と個人情報保護法に対応する規定の両方が、本体要求事項と附属書 A に含まれていたが、JIS Q 15001:2023 では、MS 規定はの本体の箇条 4 ～ 10 とし、附属書 A では、個人情報保護法の内容に対応する規定とされた。
- 個人情報取扱事業者等の義務の新設又は変更は、原則、附属書 A に規定され、附属書 A の全体構成は、個人情報保護法に対応するよう変更された。
- 旧規格の附属書 A では、法令遵守を前提に、個人情報保護法の定めに加え、規格を適用する組織が要求、推奨又は許容される事項（以下、「上乗せ規定」）を規定しており、法との対応関係を明確にするため法を一部引用していたが、原則、上乗せ規定だけとし、附属書 A の管理策の記載方法が全面的に変更された。なお、これらの変更は、旧規格の要求事項などの変更ではない。

